

地方独立行政法人秋田県立療育機構 平成29年度事業計画

部・部門	事業の概要	年度計画関連
診療部	<p>1 疾患、障害、発達に応じた療育の提供及び療育従事者の育成</p> <p>(1) 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。</p> <p>ア 整形外科 運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由児を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。</p> <p>イ 小児科 小児期発症の神経疾患を専門的に治療する。 入所施設機能に加え、母子訓練入院、検査や治療目的の入院を行い、特に難治性てんかん患者への内科的治療を行う。</p> <p>ウ 小児科メンタルヘルス 初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。</p> <p>エ 精神科こころのケア 初診年齢が中学生までの子どもの、知的障害を含む発達障害、発達障害を背景とした精神症状、発達障害以外の精神障害について、診療及び相談を行う。</p> <p>オ 歯科 通常の歯科治療が困難な障害児の口腔衛生の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行う。 また、必要に応じ、静脈内鎮静法や全身麻酔を併用した治療を行う。</p> <p>カ リハビリテーション科 理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。</p> <p>キ 耳鼻咽喉科、眼科 障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。 難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、0歳児からの診断を行う。</p> <p>(2) 学会、研究会、研修会などで、センターの医療内容や成果等を発表するとともに、講師として講演を行いセンターが実施している医療療育の周知を図る。</p> <p>2 地域連携の推進</p> <p>(1) 秋田大学医学部附属病院、秋田赤十字病院、中通りリハビリテーション病院との情報交換会を行う。</p> <p>(2) 秋田県小児整形外科研究会等の小児分野での研究会を秋田大学の協力を得て開催する。</p> <p>(3) 秋田市歯科医師会会員のセンターでの歯科手術を受け入れる。</p> <p>(4) 秋田県理学療法士会、秋田県作業療法士会、秋田県言語聴覚士会および秋田県リハビリテーション専門職協議会の後援のもと、</p>	<p>第1の1の(1)の①</p> <p>第1の1の(1)の①ア</p> <p>第1の1の(1)の①イ</p> <p>第1の1の(1)の①ウ</p> <p>第1の1の(1)の①エ</p> <p>第1の1の(1)の①オ</p> <p>第1の1の(1)の①カ</p> <p>第1の1の(1)の①キ</p> <p>第1の2の(3)</p> <p>第1の1の(1)の⑥</p> <p>第1の1の(1)の①オ</p> <p>第1の2の</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>地域療育連携事業として、県北部（北秋田市民病院）、県南（平鹿総合病院）で情報交換会および研修会を開催する。</p> <p>(5) 医療機関からの紹介や受診調整等、地域連携の推進を図るため、総合相談・医療療育連携室を活用する。また、あきたハートフルネットへの参加に向けて準備を行う。</p>	(2)
薬剤部門	<p>1 調剤業務の適正化</p> <p>(1) 後発医薬品への変更を医師と協議する。</p> <p>(2) 同効果・同成分医薬品を整理統合する。</p> <p>(3) 利用者の求めに応じて、薬袋の印字の有無等調剤時工夫に努める。</p> <p>2 情報の収集・提供</p> <p>(1) DSU（医薬品安全対策情報）を編集し、活用する。</p> <p>(2) 学会、研修会に参加し、資質の向上に努める。</p> <p>(3) 電子カルテシステムから得た利用者の医薬品情報を集計等により活用し、利便性の向上に努める。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 向精神薬投与時に利用者に対し、注意事項の喚起について十分説明する。</p> <p>(2) 災害等を念頭に置き、在庫医薬品の適正化に努める。</p>	<p>第2の3の(2)の②</p> <p>第1の1の(3)の③イ</p> <p>第1の1の(2)の②イ</p> <p>第1の1の(3)の③イ</p>
放射線部門	<p>1 質の高い放射線技術の提供</p> <p>(1) 疾患、障害、発達に応じた次の放射線技術を的確に提供する。 X線撮影、X線透視撮影、歯科撮影、術中透視撮影、術中歯科撮影、回診撮影、CT、MRI</p> <p>(2) 利用者の質問、相談に対し、そのニーズを的確に汲み取り、EBMに基づいたインフォームドコンセントを実施する。</p> <p>2 CT、MRI等高度医療機器の効率的活用</p> <p>(1) 他の医療機関と良好な連携を目指し、検査精度の向上を図る。</p> <p>(2) 標準化された各種の規格・運用指針に基づき、他の医療機関との連携強化に努める。</p> <p>3 医療安全対策の推進</p> <p>事故防止対策マニュアルをはじめ、感染防止対策マニュアルや医療機器安全管理マニュアルに基づいて業務を遂行する。</p> <p>4 職員の資質の向上</p> <p>(1) 最先端医療技術の成熟度に応じた医療水準を、常に念頭に置いて技術の取得、向上に努める。</p> <p>(2) 各種学会のガイドラインの導入を図り、確立された診療放射線技術を検証する。</p>	<p>第1の1の(1)の①</p> <p>第1の1の(3)の③</p> <p>第1の1の(1)の①</p> <p>第1の1の(4)の②及び③</p> <p>第1の1の(2)の②ア</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>5 チーム医療の推進</p> <p>(1) 各部門のスタッフと情報を共有し、相互に連携、補完し合い患者の状況に的確に対応した医療の提供に努める。</p> <p>(2) 医療療育システム（電子カルテシステム、放射線部門システム、画像管理システム）及び職員情報共有系システムの活用により、効率的な情報共有と連携を推進する。</p>	第2の1の(3)の②
リハビリテーション部門	<p>1 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供</p> <p>(1) 医師の指示の下、ライフステージに応じた適切な評価に基づく理学療法、作業療法、言語聴覚療法を行う。</p> <p>また、他の医療職種と協力し、聴力検査、呼吸リハビリテーション・摂食嚥下リハビリテーション等も行う。</p> <p>(2) 医師、理学療法士及び作業療法士が義肢装具業者と連携しながら、座位保持装置やバギーを含む車椅子、歩行器等を使用者の病態や体型、使用形態等に即して作製、調整シーティング外来を行う。（金曜午後）</p> <p>その実施に当たっては、個々の身体状況や家庭環境等に最適な機器を提案できるよう評価する。[再掲]</p> <p>2 地域連携の推進</p> <p>(1) 他の関連医療機関も含め、医師、看護師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が合同で、情報交換会や疾患に関する勉強会、研修会を行う。</p> <p>(2) 学校、幼稚園、保育所等から職員のリハビリテーション参観を受け入れる。</p> <p>(3) 特別支援学校の外部専門家活用事業に協力し、職員を派遣する。</p> <p>(4) 特別支援学校等の研修会に協力し、講演等を行う。</p> <p>3 療育に関する地域への貢献</p> <p>(1) 地域療育医療拠点施設（北秋田市民病院、平鹿総合病院）を中心に居住地域でのリハビリテーションのレベルアップのため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の研修を受け入れ、知識や技術の伝達を行う。</p> <p>(2) 秋田大学や青森県立保健大学等から、臨床実習生の受け入れを行う。</p> <p>(3) 他県、県内の学生及び現職者のリハビリ部門見学者の受け入れを行う。</p> <p>4 他部門との連携</p> <p>(1) 看護部、通園部と連携し、医療型発達支援・児童発達支援における乳幼児、生活介護事業所の在宅重症心身障害児（者）、入所児（者）の個別支援計画を立案する。</p> <p>(2) 他部門から依頼された事柄（講師依頼、座位保持装置・椅子・ポジショニング等に関すること）について協力する。</p>	<p>第1の1の(1)の①カ</p> <p>第1の2の(2)</p> <p>第1の3の(1)</p> <p>第1の2の(2)</p> <p>第1の2の(3)</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>5 リハビリテーション検査機器を活用した検査の拡充拡大 三次元動作解析装置、床反力計、重心動揺検査計等の検査機器を活用し、平衡機能検査、動作分析検査、重心動揺検査、下肢加重検査を算定する。 また、これにより、被検者の姿勢、動作やバランス能力に対してより客観的な評価、解析を行い、快適な姿勢保持の指導や効果的な動作訓練の提供を行う。</p> <p>6 職員の資質向上 センター内外の研修に積極的に参加するとともに、先進地視察を行い、専門知識や技術の向上、業務改善を図る。</p> <p>7 より高いレベルの根拠のある療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行い、関連学会、研究会等で発表する。</p>	第1の1の(2)の②イ
臨床検査部門	<p>1 効率的な検査体制の構築 (1) 検査別に期間を定めて人員配置を行い、職員相互間の円滑な支援態勢を構築する。 (2) 電子カルテシステムから得た情報を加工、活用し、検査システムの効果的な運用を図る。</p> <p>2 実施する検査の概要 (1) 検体検査 ① センター自家検査 尿一般検査、血液一般検査、生化学検査（肝機能、腎機能）、血清検査（血液型、交差適合試験）、薬物血中濃度検査（抗てんかん薬血中濃度）、血液ガス検査（血液中の酸素濃度、二酸化炭素濃度、PH）、凝固検査（PT、APTT、Dダイマー等の凝固因子）、簡易キット検査（インフルエンザ、A群β溶血連鎖球菌、HBs抗原、咽頭アデノウイルス、便アデノウイルス、便ロタウイルス、便ノロウイルス等） ② 外部委託検査 細菌検査、病理検査、自家検査以外の検査等 (2) 生理機能検査 心電図検査、脳波検査、ポータブル脳波検査、呼吸機能検査、ABR検査、超音波検査（医師実施）、筋電図検査（医師実施）</p>	第1の1の(1)の①
臨床心理部門	<p>1 臨床心理査定の実施 (1) 対象者の発達・知能検査、人格検査、その他心理検査をもとに個人の独自性や個別の特徴、問題点の所在を明らかにする。 (2) この査定によって得た所見について、個人情報として保護するが、利用者本人や保護者からの要望がある場合のほか、必要に応</p>	第1の1の(1)の①

部・部門	事業の概要	年度計画関連							
	<p>じて他の関係機関や関係者に情報提供する。</p> <p>2 臨床心理面接の実施 (1) 利用者の訴えに対し、その人の価値観を尊重して関わっていく。 (2) 利用者の特徴に応じて、遊戯療法や来談者中心療法、認知行動療法等心理療法をはじめとした臨床心理学的技法を用いて心理援助を行う。 (3) 定期的に精神科医及び関係者を含めたカンファレンスを行い、専門的知識や技術の習得、共有に努める。</p> <p>3 臨床心理学的地域援助の推進 特別に支援が必要な幼児の早期発見と早期支援のために、各市町村でおこなわれている幼児健康診査事業等から協力依頼があった場合、必要に応じてこれに協力する。</p> <p>4 職員の資質の向上 公認心理士制度の創設に伴い、その取得に向け準備を行う。</p>	<p>第1の1の(2)の②ア</p>							
<p>栄養指導管理部門</p>	<p>1 個々の発達状況に適合した食事の提供 入所部門（母子入院含む）をはじめ、乳幼児通園部門、重症心身障害児・者通園部門の利用者に対し、個々の状況に即した形態、内容の食事を提供し、栄養バランスのとれた食事の摂り方や望ましい食習慣の形成に努める。また、食育・栄養指導を充実させ、栄養バランスのとれた食事の摂り方や望ましい食習慣の形成に努める。</p> <p>2 利用者のニーズ把握 (1) 残食を少なくするため、セレクト給食、行事食等の実施に取り組む。 (2) 嗜好調査を実施する。 (3) 保護者会（通園部）との勉強会に参加する。</p>								
<p>通園部</p>									
<p>医療型児童発達支援 児童発達支援 保育所等訪問支援事業所</p>	<p>1 児童の発達段階、障害の状況等による保育・指導の推進児童の運動や言葉、対人関係、身辺処理等の能力の発達促進を目的として、発達段階や障害の状況等によりグループ編成し、各グループの特性に応じた保育・指導を行う。</p> <p>(1) 対象児 発達に遅れのある就学前の乳幼児 (2) 定員 医療型児童発達支援センター 30名 児童発達支援センター 40名 (3) グループ編成基準及び各通園日</p> <table border="1" data-bbox="395 1984 1273 2069"> <tr> <td data-bbox="395 1984 523 2069"> 曜日 グループ名 </td> <td data-bbox="523 1984 596 2069">月</td> <td data-bbox="596 1984 670 2069">火</td> <td data-bbox="670 1984 743 2069">水</td> <td data-bbox="743 1984 817 2069">木</td> <td data-bbox="817 1984 890 2069">金</td> <td data-bbox="890 1984 1273 2069">対象児童</td> </tr> </table>	曜日 グループ名	月	火	水	木	金	対象児童	<p>第1の1の(1)の③</p>
曜日 グループ名	月	火	水	木	金	対象児童			

部・部門	事業の概要						年度計画関連	
	りす	◎	○			○	重症心身障害児及び知的能力1歳未満の精神発達遅滞児（肢体不自由合併含む）	第1の3の(2)
	うさぎ	○	◎			○	知的能力1歳以上の精神発達遅滞児（肢体不自由合併含む）	
	ぱんだ	◎		○	◎		知的能力2歳以上の精神発達遅滞児（肢体不自由合併含む）	
	きりん			◎	◎	○	知的能力2歳未満の自閉症等のコミュニケーション障害児	
	ぞう			◎	◎	○	知的能力2歳未満の自閉症等のコミュニケーション障害児	
	らいおん	◎	◎				知的能力2歳以上の自閉症等のコミュニケーション障害児	
	ひつじ	希望日により対応					集団及び個別指導（ポーター）参加児童	
◎…10:00～14:15 ○…10:00～13:00								
<p>(4) 日課</p> <p>9:00～10:00 個別指導</p> <p>10:00～11:20 朝の会・集団保育</p> <p>11:20～11:30 昼食準備</p> <p>11:30～12:30 昼食</p> <p>※上記(3)のうち、○印のグループは昼食後、帰りの会</p> <p>12:30～13:00 自由遊び</p> <p>13:00～14:15 集団保育・帰りの会</p> <p>14:15～15:00 個別指導</p> <p>(5) 個別支援計画の作成</p> <p>保護者とともに児童個々の発達状況に応じた支援計画を作成し、実施する。</p> <p>(6) 個別指導の実施</p> <p>ポーター早期教育プログラム（注1[P18]）に基づき、乳幼児個々の発達状況に応じた指導を行う。</p> <p>(7) 年間行事予定</p> <p>4月 7日(金) 入園式</p> <p>6月 16日(金) 遠足</p> <p>8月 10日(木)・14日(月) 夏季在宅療育期間</p> <p>7日(月)・8日(火)・9日(水) サマープラン</p> <p>9月 22日(金) 運動会</p> <p>12月 22日(金) クリスマス会</p> <p>27日(金)～1月 5日(木) 冬季在宅療育期間</p> <p>3月 16日(金) 卒園式</p> <p>19日(月)・20日(火)・22日(木) スプリングプラン</p> <p>23日(金)～ 春季在宅療育期間</p> <p>※ 防災訓練（毎月1回実施）、健康診断（年2回）</p>								

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>2 保育所等訪問支援事業 訪問支援員が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</p> <p>① 保育所等訪問支援計画書の作成 ② 障害児本人に対する支援（集団適応に必要な訓練等） ③ 訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）</p> <p>3 保護者への指導 保護者に対し、勉強会等を開催することにより、障害児（者）福祉及び医療等に関する知識や情報の提供に努めるとともに、随時家族からの相談、指導に対応する。 また、保護者の希望により児童の居宅等を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行い、保護者と情報共有することで処遇の充実を図る。</p> <p>4 人材育成等地域への貢献 人材育成や将来の専門職確保に向けて、本県出身の学生の実習受け入れを行う。</p> <p>5 職員の資質の向上 先進地視察を実施するとともに、センター内外の研修に積極的に参加し、専門知識や技術の向上を図る。</p>	<p>第1の1の(1)の③</p> <p>第1の2の(3)</p> <p>第1の1の(2)の②イ</p>
生活介護事業所	<p>1 在宅重症心身障害児（者）生活介護サービスの推進 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通所により日常生活支援、運動機能等の訓練・指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の維持・低下の防止を図る。 併せて、保護者等に対し、在宅療育への支援・相談・援助を図る。 このため、次の療育を実施する。</p> <p>(1) 生活支援</p> <p>① 日課を通じての規則的な生活リズムの形成 ② 楽しい雰囲気の中での食事、誤嚥防止等への介助 ③ 個々の排泄リズムの把握によるトイレでの排泄への誘導 ④ 個々の心身能力の活用による更衣の介助</p> <p>(2) 集団活動・支援</p> <p>① 集団訓練による姿勢保持、日常生活活動、摂食の指導 ② 視聴覚等感覚の訓練や創作活動による情操性の育成 ③ 各種行事への参加による人とのふれあい、社会性の育成</p> <p>(3) 健康管理</p> <p>① 健康チェック ② 入浴、口腔ケアの実施 ③ 心身の異変の早期発見</p>	<p>第1の1の(1)の④</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>④ 医療的ケアの実施 ⑤ 医師との連携</p> <p>(4) 日課 9:00 来所、健康チェック 10:00 朝の集い、入浴、水分補給、個別活動、機能訓練、医療処置、排泄 12:00 昼食、排泄 13:00 リラックスタイム、健康チェック 13:30 個別活動、水分補給、排泄 16:30 退所</p> <p>※ 入浴・・・希望者実施（月～金） 送迎・・・片道20km内、30分圏内の希望者実施 避難訓練・・・毎月1回実施</p> <p>(5) 個別支援計画書を作成し実施する。 (6) その他 利用者の増に向けて、見学希望者等の受け入れを実施する。</p> <p>2 保護者・関連事業所との連携 (1) 保護者と相談しながら、利用者のニーズに的確に対応する。 (2) 連絡帳の活用により、連絡を密にする。 (3) 家庭における療育や悩み等に対する助言・指導を行い、在宅療育の向上を図る。 (4) 関連事業所とのサービス担当者会議や支援会議を通して、利用者に関する諸事情を共有し、適切な支援を提供する。</p> <p>3 職員の資質の向上 先進地視察を実施するとともに、センター内外の研修に積極的に参加し、専門知識や技術の向上を図る。</p>	<p>第1の1の(2)の②イ</p>
<p>医療型障害児入所施設 療養介護事業所</p>	<p>1 肢体不自由児等に対するきめ細かな療育の提供 医療型障害児入所施設（杉の子病棟）において、児童個々の特性に応じた指導を行い、集団生活を通して社会性や協調性を養うことにより、生き生きと生活できるよう支援する。 医療型障害児入所施設（ひばり病棟）において、体調維持を最優先に児・者がいろいろな活動を通して家庭生活に準じた日常生活を送られるよう、きめ細かな支援を行う。</p> <p>(1) 生活規律の指導（2施設共通） 家庭に代わる日常生活の日課の実施及び月目標の設定により、生活規律の定着に向けた意識付けを行う。</p> <p>(2) 療育活動の指導 ① 未就学児の保育指導（9:30～11:30） ア 親元を離れて暮らす児童の情緒安定を図りながら、家庭復帰後に円滑に地域参加ができるよう、児童個々に対し協調性の育成や就学前教育等の指導・支援を行う。</p>	<p>第1の1の(1)の⑧</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>イ 重症心身障害児について、体調管理に留意しながら視聴覚、触覚等の感覚刺激により興味や関心の幅を広げ、成長の一端につながるよう関わる。(訪問保育は午前、1人30分)</p> <p>ウ 母子病棟について、希望により母子又は児童単独参加やベッド訪問保育等を行う。(週2回の保育参加)</p> <p>② 学卒児・者の療育活動指導(9:30~11:30)</p> <p>ア 就学を終了した児・者に対し、視聴覚、触覚等の感覚刺激により興味や関心の幅を広げるほか、所外活動を通して社会性を養うよう指導する。</p> <p>イ 訪問支援(重症心身障害児・者)について、体調管理に留意しながら視聴覚、触覚等の感覚刺激により興味や関心の幅が広がり、成長の一端につながるよう関わる。(午前、1人30分)</p> <p>③ 余暇活動指導</p> <p>主に下校後を中心に、次の活動指導を実施する。</p> <p>ア 看護師と共同で入浴、おやつのご指導・介助を行う。</p> <p>イ 重症心身障害児・者について、保育士・児童指導員と他児との関わりを通して、良好な関係や豊かな心を育むため、スヌーズレン(注2[P18])を利用したり、散策等いろいろな活動を行う。</p> <p>ウ 肢体不自由児について、ごっこ遊びや工作、ゲーム等を行い、ルールを守って集団活動するよう指導する。</p> <p>また、子供会を児童中心に月1回開催し、楽しみ会の開催等について指導する。</p> <p>④ 自習指導(17:00~18:00)</p> <p>就学児を中心に学習への取り組みを指導する。</p> <p>⑤ 買い物指導(16:30~16:50)</p> <p>中学生以上の児童に対し、センター内売店で買い物指導を行う。(週1回)</p> <p>(3) 個別支援計画の作成</p> <p>入所児・者に対し、個別支援計画を作成し、実施する。</p> <p>(4) センター内外の行事への参加等</p> <p>各種行事への参加やボランティアの慰問等により、社会経験を積み重ね、情操や社会性の育成に努める。</p> <p>(5) 療育相談の実施</p> <p>保護者に対し、主治医、看護部と連携して、医療や進路等の相談に対応する。</p> <p>(6) 特別支援学校との連携</p> <p>隣接する秋田きらり支援学校とセンターとの連絡調整の役割を果たし、児童に関する双方の共通理解の形成に努める。</p> <p>(7) 児童の活動通信の作成、配布</p> <p>家族に対し、児童が施設等において療育活動をしている状況を伝える写真等により通信を作成し、配布する。</p> <p>2 ボランティアとの交流の促進</p> <p>秋田大学の学生ボランティアを受け入れ、遊びや学習指導を通し</p>	<p>第1の3の(2)</p> <p>第1の1の(2)エ</p> <p>第1の2の(4)</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>て交流を深める。</p> <p>(1) 遊びのボランティア (月2回、日曜10:30～11:30)</p> <p>(2) 学習のボランティア (毎週火曜17:00～18:00)</p> <p>3 人材育成等地域への貢献 人材育成や将来の専門職確保に向けて、本県出身の学生の実習受け入れを行う。</p> <p>4 職員の資質の向上 先進地を視察するとともに、センター内外の研修に積極的に参加し、専門知識や技術の向上を図る。</p>	<p>第1の2の(3)</p> <p>第1の1の(2)の②イ</p>
看護部	<p>1 次の活動目標に基づき、診療の補助(看護)の向上及び療養の支援を推進する。</p> <p>(1) 看護サービスの向上を図る。</p> <p>① 各病棟の特性に応じ「固定チームナーシング」看護提供方式にデイパートナー方式を取り入れ、より安全で安心な看護サービスを提供する。</p> <p>② 利用児(者)の看護目標や個別支援計画を保護者と共有する。</p> <p>③ 疾病、障害等に関する「標準看護計画」を活用し、入院児(者)の個別性を明らかにした看護を実践し記録する。</p> <p>④ 各部門と情報を共有し相互に連携、補完し合い、チーム医療での看護を提供する。</p> <p>(2) 事故防止に努め、安全な看護を提供する。</p> <p>① 医療安全管理マニュアルをはじめ、感染予防対策マニュアルや看護手順に基づいて業務を遂行する。</p> <p>② インシデントレポートにより危険情報を共有し、安全対策に反映させる。</p> <p>③ 感染予防対策リンクスタッフ会や医療安全管理タスクチーム会のメンバーとして各部署を定期的に巡回し、安全性をチェックし業務環境の改善に努める。</p> <p>④ 入院児(者)の療育環境の安全、安心のための環境整備に努める。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図る。</p> <p>① 看護研究を推進する。</p> <p>② 人事評価と看護実践能力評価の見直しを行い、経年別の「クリニカルリーダー研修」の充実を図る。</p> <p>③ 院内・外の研修に参加し専門知識や技術の向上を図る。</p> <p>④ 認定看護師を中心とした院内教育の強化と認定看護師の育成を図る。</p> <p>⑤ コスト意識を持って業務改善に努める。</p> <p>2 各部門別に次のとおり業務を推進する。</p> <p>(1) 外来部門</p>	<p>第1の1の(1)</p> <p>第1の1の(4)の②及び③</p> <p>第1の1の(3)の①</p> <p>第1の1の(2)の②ア</p> <p>第2の1の(3)の②</p> <p>第1の1の(1)</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連																																																																																											
	<p>① 外来診察を次表のとおり行い、診療の補助及び保護者への対応に従事する。 構成・看護師8名、歯科衛生士2名と病棟から応援看護師で対応する。</p> <table border="1" data-bbox="395 347 1273 996"> <thead> <tr> <th>診療科 \ 曜日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児科</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児メンタル外来</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>火曜日は第2・4のみ</td> </tr> <tr> <td>精神科</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整形外科</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>第1・第3月曜日を除く</td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>第2・4金曜日のみ</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>第2・4・5水曜日を除く</td> </tr> <tr> <td>小児外科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td></td> <td>第1・3木曜日のみ</td> </tr> <tr> <td>小児科腎臓外来</td> <td></td> <td></td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td>奇数月の第2水曜日のみ</td> </tr> <tr> <td>小児科心臓外来</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第4火曜日のみ</td> </tr> <tr> <td>リハ科</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>リハ前診察</td> </tr> <tr> <td>小児泌尿器科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>第2金曜日のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ◎…午前・午後診療、○…午前診療、△…午後診療</p> <p>② 予防接種について、市町村からの委託事業として、予防接種協力医師とともに外来診療において実施する。</p> <p>③ 看護相談コーナーを設け、利用者が気軽に相談できる支援体制を目指し、外来看護サービスを充実させる。</p> <p>(2) 生活介護事業所 [P 7～8 参照] 重症心身障害児(者)生活介護事業所を実施する。 構成…看護師4名、介護福祉士3名、保育士2名 合計9名 利用時間…9:00～16:30 利用人員(1日当たり)…10名 利用サービス…送迎、入浴ほか</p> <p>(3) 医療型障害児入所施設(杉の子病棟)・手術室・中央材料室 [P 8～9 参照] 病床数…60床(肢体不自由児用36床、母子入院用 8床、一般医療入院用 16床) 空床利用型ショートステイ4床 構成等…看護師27名(3交代制勤務)、介護福祉士2名、生活介助員1名で担当し固定チームナーシング・デイパートナー方式 [P 10 参照]、障害者施設等10:1入院基本料</p> <p>① 手術について、次のとおり実施する。 整形外科…第1・3月曜、歯科…第2・4・5水曜 構成…病棟からの応援看護師が対応</p>	診療科 \ 曜日	月	火	水	木	金	備考	小児科	◎	◎	◎	◎	◎		小児メンタル外来	◎	◎	◎	◎	◎	火曜日は第2・4のみ	精神科	◎	◎	○	◎	◎		整形外科	○	◎	◎	◎	◎	第1・第3月曜日を除く	耳鼻咽喉科					△		眼科					○	第2・4金曜日のみ	歯科	◎	◎	◎	◎	◎	第2・4・5水曜日を除く	小児外科				△		第1・3木曜日のみ	小児科腎臓外来			△			奇数月の第2水曜日のみ	小児科心臓外来		○				第4火曜日のみ	リハ科	◎	◎	◎	◎	◎	リハ前診察	小児泌尿器科					○	第2金曜日のみ	<p>第1の1の(1)の④</p> <p>第1の1の(1)の②及び⑤</p>
診療科 \ 曜日	月	火	水	木	金	備考																																																																																							
小児科	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																								
小児メンタル外来	◎	◎	◎	◎	◎	火曜日は第2・4のみ																																																																																							
精神科	◎	◎	○	◎	◎																																																																																								
整形外科	○	◎	◎	◎	◎	第1・第3月曜日を除く																																																																																							
耳鼻咽喉科					△																																																																																								
眼科					○	第2・4金曜日のみ																																																																																							
歯科	◎	◎	◎	◎	◎	第2・4・5水曜日を除く																																																																																							
小児外科				△		第1・3木曜日のみ																																																																																							
小児科腎臓外来			△			奇数月の第2水曜日のみ																																																																																							
小児科心臓外来		○				第4火曜日のみ																																																																																							
リハ科	◎	◎	◎	◎	◎	リハ前診察																																																																																							
小児泌尿器科					○	第2金曜日のみ																																																																																							

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>② 中央材料室において、医療器具の一次洗浄の中央化とオートクレーブとプラズマ滅菌器により、各部署及び手術機器の消毒・滅菌を行う。また、医療物品の受け払いを行う。</p> <p>(4) 医療型障害児入所施設（ひばり病棟）〔P 8～9 参照〕 病床数…40床（うち重症心身障害児用 28床、超重症心身障害児用 12床）空床利用型ショートステイ3床 構成等…看護師30名（3交代制勤務）、介護福祉士2名、生活介助員1名で担当し、固定チームナーシング・デイパートナー方式、障害者等施設10：1入院基本料+超重症児加算</p> <p>3 保護者への支援 通園部門〔P 5～7 参照〕の保護者に対し、健康管理等に関する相談に対応する。</p> <p>4 特別支援学校への支援 隣接する秋田きらり支援学校の要請に応じ、宿泊学習や修学旅行その他行事等に対し、看護職派遣による療育支援を行う。</p> <p>5 人材育成等地域への貢献 人材育成や将来の専門職の確保に向けて、県内の看護師養成施設等の学生の実習受け入れを行う。</p> <p>6 職員の資質の向上 (1) 次の各委員会を定期的で開催するとともに、看護研究発表会（平成30年2月予定）を開催し、職員相互の専門知識や技術の向上に努める。 業務委員会、記録委員会、教育委員会、査読委員会、臨地実習指導者委員会の活動を強化する。 (2) センターの医療療育サービスについて、対外的に広く周知を図るため、次の学会等において発表を行う。 ① 全国療育職員研究大会（10月、佐賀県） ② 東北・北海道肢体不自由児施設療育担当職員研修会（9月、仙台市） ③ 秋田県リハビリテーション研究会（時期未定、秋田市）など</p>	<p>第1の1の(1)の②及び⑤</p> <p>第1の3の(1)</p> <p>第1の2の(3)</p> <p>第1の1の(2)の②ア及びイ</p>
地域療育支援部	<p>1 児童や保護者等家族の意向に基づいた生活、療育への支援 支援に当たっては、地域の保育所や幼稚園、学校等関係機関と連携を強化するとともに、障害児等療育支援事業（県委託）を活用した地域療育支援が円滑に行われるよう関係部門との調整を図る。</p> <p>(1) 地域療育支援の推進 ① 訪問療育指導 男鹿市や潟上市、五城目町等と連携協力し、幼児教室を開催する。</p>	<p>第1の2の(1)及び3の(1)</p> <p>第1の2の(1)</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<ul style="list-style-type: none"> ・男鹿幼児教室 (5月～2月までの第1水曜日) ・潟上キッズ (5月～12月までの第4水曜日) ・南秋幼児教室・五城目町 (5月～12月までの第2水曜日) ② 外来療育相談指導 <ul style="list-style-type: none"> ア 概ね20人の障害児を対象として、ポータージ早期教育プログラムを活用し1人当たり月1回外来での個別指導を行う。 イ 8グループ(1グループ10人程度)の障害児を対象として、1グループ当たり月2回外来での集団指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ミッキー 第1・3火曜日 10:00～11:30 ドナルド 第1・3火曜日 13:30～15:00 ミニー 第1・3木曜日 10:00～11:30 デイジー 第1・3木曜日 13:30～15:00 ダンボ 第2・4火曜日 10:00～11:30 グーフィー 第2・4火曜日 13:30～15:00 プルート 第2・4木曜日 13:30～15:00 プーさん 第2・4木曜日 10:00～11:30 (2) 療育技術指導 <ul style="list-style-type: none"> 秋田周辺圏域保育所、幼稚園等の依頼に応じて訪問し、職員を対象に障害児に関する技術指導を行う。 また、特別に支援が必要な幼児の早期発見と支援のために男鹿市で行われている5歳児けんこう相談から依頼があった場合、必要に応じて協力する。 (3) 研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 市町村の保健福祉関係職員、保育所保育士等を対象に、障害児療育に関する研修会を開催する。(秋田市:遊学舎) (4) 在宅支援専門療育指導事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 医師、臨床心理士が障害児及び保護者を対象に、巡回相談を行う。(9カ所) (5) 施設支援専門療育指導事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 障害児等療育支援事業の実施施設や児童デイサービス事業所の担当職員等を対象に、ケース検討を通じて指導を行う。 (6) 職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> センター内外の研修に積極的に参加し、専門知識や技術の向上を図る。 	<p>第1の1の(2)の②イ</p>
<p>発達障害者支援部</p>	<p>1 発達障害相談の推進及び発達障害への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 受付期間、時間 <ul style="list-style-type: none"> 土・日曜、祝日等センター休業日及び次の(2)の各種事業実施日時を除く毎日、9:00～17:00とする。 ② 受付方法 <ul style="list-style-type: none"> 面接、電話、訪問等による。 (2) 普及・啓発による理解の促進 	<p>第1の4の(1)及び(2)</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>① 巡回相談 ア 開催地区 県北（大館市）、県南（湯沢市） イ 開催回数 各1回</p> <p>② 研修事業 ア 基礎研修会 発達障害の基礎を学ぶ場として、一般県民を対象に行う。 (ア) 内容 発達障害のある方への基本支援について 講師 選定中 (イ) 期 日 平成29年秋 (ウ) 場 所 秋田市内 イ 世界自閉症啓発デー 啓発を目的としたパンフレットの配布、ポスター掲示を行う。</p> <p>③ 県発達障害者支援センター連絡協議会 ア 支部会 (ア) 構成 就業・生活支援センター、市町村、相談支援事業所等の職員 (イ) 開催地区（県北、県南）で10月以降1回開催（予定）</p> <p>④ 成人期支援 ア つどいの場 (ア) 対象者 社会とのつながりを持たずにいる16歳以上の児・者 (イ) 支援者 発達障害者支援部職員 (ウ) 日 時 第2・4水曜日、14:45～16:45 (エ) 場 所 秋田市(技術交流センター(秋田きらり支援学校内)) (予定)</p> <p>⑤ スキルアップ事業 利用者・相談者向けにコミュニケーションスキルの獲得、向を目指した講座を行う。 ア 学生向け集中講座 学生向けのコミュニケーションスキルの獲得 中止</p> <p>2 職員の資質の向上 発達障害関係の研修会に参加し、専門知識や技術の向上を図る。</p>	<p>第1の1の(2)の②イ</p>
<p>事務部 経営統括本部</p>	<p>1 業務運営の改善及び効率化への対応 (1) 療育の安定的な提供や、経営改革の推進に向け、理事会及び運営会議を定期的で開催する。 (2) 効率的な業務運営を実現するため、PDCAサイクルによる業務改善についての意識付けを徹底する。</p> <p>2 職員の確保及びその資質の向上等 (1) 職員の確保</p>	<p>第2の1の(1)及び(2) 第2の2の(</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>① 定年、若年退職者の補充を速やかに行うとともに、中期的な視点に立った採用計画を策定する。</p> <p>② 専門職員等確保が困難な職種について、年度当初から募集活動を行い、優秀な人材の早期確保に努める。 また、任期付看護師の確保は非常に困難なことから、介護福祉士等を看護補助者として採用するほか、短時間労働の生活介護員を採用する。</p> <p>③ 年度途中の退職等に伴う欠員について、紹介機関への登録やホームページの活用等により、速やかな補充に努める。</p> <p>(2) 職員の資質の向上</p> <p>① 各部署における研修計画に基づき、研修参加を促進する。</p> <p>② 新任職員や全職員を対象としたセンター内研修を実施する。</p> <p>③ 事務職員の能力向上等のスキルを習得できる外部主催の各種研修への参加を推進する。</p> <p>(3) 県立病院機構との人事交流の実施 両機構の相互理解と職員の資質の向上を図るため、人事交流を実施する。</p> <p>3 利用者へのサービスの向上</p> <p>(1) 利用者からの提言・意見・苦情等の受け入れ 電話やホームページより利用者からの提言等を常時受け付けるほか、センター内の意見箱（5ヵ所）への投書を定期的に回収し、迅速かつ適切に回答する。 投書への回答について、希望により面接による説明、意見交換を行うほか、センター内に掲示し、利用者の理解の促進、サービスの向上に努める。</p> <p>(2) 療育サービス評価の推進 福祉サービスの第三者評価の受審や病院の継続した質改善活動の取り組み状況など病院機能評価認定期間中の確認を実施し、指摘事項等については改善を行い、利用者の利便性の向上と職員の意識改革に努める。</p> <p>4 収入の確保及び費用の節減</p> <p>(1) 収入の確保</p> <p>① 利用者ニーズに対応した医療及び福祉サービスの提供 ア リハビリテーション件数の増 イ 短期入所事業及び日中一時支援事業の受け入れ枠の拡大</p> <p>② 未収金の計画的な回収 未収金の発生を未然に防止するための対策を講じるとともに、未収金管理要綱に基づき、未収金の回収に努める。</p> <p>(2) 費用の節減</p> <p>① 委託業務等について、費用削減に向けた業務内容の見直しを適宜実施し、複数年契約や単価契約などの導入効果を検証することで次期契約に反映させる。</p> <p>② 医薬品や診療材料の在庫管理の現状分析により適正な管理の</p>	<p>1)</p> <p>第2の1の(2)及び(3)</p> <p>第1の1の(2)ウ</p> <p>第1の1の(3)の④</p> <p>第1の1の(3)の④</p> <p>第2の3の(1)の① ア及びイ</p> <p>第2の3の(1)の③</p> <p>第2の3の(2)の①、② 及び③</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>推進に努めるほか、後発医薬品への切り替え等を進める。</p> <p>③ 消耗品、光熱水費等の経費については、具体的な削減目標の設定や使用実績の周知により職員へのコスト意識の徹底を図る。</p> <p>5 消防・防災体制の強化</p> <p>消防法及び消防計画に基づき、秋田きらり支援学校等との連携を図るとともに、利用者及び職員を対象に消防訓練及び防災訓練を実施し、災害発生時における利用者の安全体制を確立するほか、防災意識の高揚を図る。</p>	
感染予防対策室	<p>1. 医療・療育を担える適切な感染予防対策を推進するとともに、医療関連感染に関する問題を迅速に解決するよう現場をサポートし、利用児(者)及び訪問者、施設従事者の安全確保に寄与する。</p> <p>(1) 医療関連感染サーベイランスの実施 プロセスサーベイランスを行う。</p> <p>(2) 医療関連感染に関する教育、啓発、研修企画・運営 院内感染予防対策研修会、新規採用職員研修会、看護部教育委員会感染管理研修会、感染予防対策リンクスタッフ研修会を開催する。</p> <p>(3) 感染予防・管理プログラムの策定と運営 院内感染予防対策委員長の方針を感染予防対策チーム（ICT）、感染予防対策リンクスタッフ会の活動に反映させる。</p> <p>(4) 院内感染予防対策マニュアルの策定・改訂 院内感染予防対策の中核として、他関連部門と連携を十分にとり活動する。</p> <p>(5) アウトブレイク発生時の調査と介入</p> <p>(6) 感染予防対策のコンサルテーション 院内および地域医療施設との連携・相談窓口となり、医療関連感染対策に関するコンサルテーション、情報交換を行う。</p> <p>(7) センター内巡回による感染対策の点検と助言</p> <p>①ICT 院内環境ラウンド：週 1 回</p> <p>②感染予防対策リンクスタッフ病棟相互ラウンド：月 1 回</p> <p>③感染管理認定看護師病棟ラウンド：毎日</p> <p>(8) 院内感染予防対策委員会、ICT、感染予防対策リンクスタッフ会の会議及び活動への反映</p> <p>①院内感染予防対策委員会：毎月第 2 月曜日</p> <p>②ICT：毎週金曜日</p> <p>③感染予防対策リンクスタッフ会：毎月第 4 火曜日 調査・指導・教育・啓発等を通じて感染予防対策リンクスタッフ会のバックアップを図る。</p> <p>(9) 職員の健康管理 職員の職業感染予防のための教育・指導、管理を行う。</p> <p>(10) 中央材料室における洗浄・消毒・滅菌業務への助言</p>	第 1 の 1 の (4) の ③

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	(11) 清掃・洗濯・施設設備・給食などの感染防止対策への助言 (12) 医療材料・器材の選定	
総合相談・医療療育連携室	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童や保護者等家族の意向に基づいた生活、療育への支援 児童や家族の気持ちを尊重し、地域において安全安心に生活し、適切な療育を受けることができるよう、各種相談に応じるとともに、問題解決に向けた適切な支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合相談の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 受付期間、時間 土・日曜、祝日等センター休業日を除く毎日、8：30～17：00とする。 ② 受付方法 面接、電話、訪問による。 (2) 入所通所等に関する連絡調整 <ol style="list-style-type: none"> ① 短期入所、日中一時支援の利用受付及び病棟等関係部門との連絡調整を行う。 ② 入所、通所施設の利用児童について、保護者やセンター外来診療及び児童相談所等関係機関との連絡調整を行う。 2 ボランティアの養成、活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 遊学舎等ボランティアに関する地域の関係機関と連携し、養成講座を共催で開催する。 (2) センター内のボランティア活動が円滑に行われるよう、各部門との調整に努める。 3 指定障害児相談支援・指定計画相談支援（相談支援事業所） <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害児支援利用計画及びサービス等利用計画の作成。 利用者の置かれた状況等を考慮して、利用者等意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した利用計画を作成する。 4 医療機関、療育関係機関からの紹介に対する受診調整等 医療機関、療育関係機関から紹介、相談された患児・者の受診調整を行うほか、問い合わせに対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話による口頭での対応：土・日曜、祝日等センター休業日を除く毎日、8：30～17：00とする。 ・FAX・メールによる文書での対応：随時 5 職員の資質向上 センター内外の研修に積極的に参加し、専門知識や技術の向上を図る。 	<p>第1の1の(3)の③オ</p> <p>第1の1の(1)の⑤ 第1の1の(1)の②及び③</p> <p>第1の2の(4)</p> <p>第1の3の(2)</p> <p>第1の1の(2)の②イ</p>

部・部門	事業の概要	年度計画関連
	<p>(注1) ポーテージ早期教育プログラム</p> <p>学齢前の個々の障害乳幼児に対し、6つの発達領域（「乳児期の発達」、「社会性」、「言語」、「身辺自立」、「認知」、「運動」）において、発達の順序に従って具体的な行動目標を設定し、その達成により、早い時期に発達の遅れや偏り等の解消につなげようとするものである。</p> <p>1969年米国のウィスコンシン州ポーテージ市で開発されたことから名付けられ、その後米国はもとより世界90カ国以上で取り入れられている。日本においては、1980年から研究が進められ、1983年にプログラムを出版、その後改良が加えられ、2005年に現行の新版プログラムが完成した。</p> <p>(注2) スヌーズレン</p> <p>重度の知的障害児（者）等に対し、光や音響、振動、温感、触感、動き、匂い等視聴覚や触覚等の感覚に訴える環境を整備し、利用者自身がその中から快適と感じられるものを選択して自分のペースで楽しむとともに、職員や保護者が寄り添い、見守りながら共感することにより、相互の意思疎通の促しにつなげようとするものである。</p> <p>具体的には、室内にミラーボールや光るシリンダー、プロジェクター、泡や音の発生装置、アロマセラピー等リラクゼーションも含めた環境整備を行うことが多い。隣接の秋田きらり支援学校にそうした設備が整備されている。</p> <p>語源は、オランダ語の「スヌッフレン（くんくん匂いを嗅ぐ、という意味。いろいろな刺激の探索）」と「ドゥーズレン（うとうとする、という意味。くつろぎ）」を組み合わせた造語による。</p>	